

# ながさき

平成29年10月  
第69号

## 農委だより



### 《掲載記事》

- \* 地域の活動
- \* 農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介
- \* 農地中間管理事業
- \* 遊休農地対策
- \* 農業者年金
- \* がんばる農家

### 《ドローンによる薬剤散布の状況》

JA長崎せいひ琴海支店青壮年部の機械作業班が今年から試験的に行っているドローンによる薬剤の散布状況です。今年から試験的に行っており、今回の散布は2回目とのこと。あまりの効率の良さに、通りがかった農業者の方に、「うちにも撒いてくれんね！」と声を掛けられる程でした。

編集・発行 長崎市農業委員会

〒850-0037 長崎市金屋町9-3（金屋町別館2階） Tel.095-820-6561 Fax.095-823-3452

ホームページアドレス <http://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/259/260/index.html>

# 新しい農業委員と農地利用最適化推進委員が決まりました

農業委員の任期満了に伴い、7月20日選任の新しい農業委員、及び新設された農地利用最適化推進委員が決まりました。

委員数は、農業委員が19名、農地利用最適化推進委員が24名です。地域ごとの地区担当委員を紹介します。



就任挨拶

会長 平尾 政博

農業をとりまく情勢は、厳しい状況が続いており、農業者の高齢化、担い手の減少、遊休農地の増加など、様々な問題を抱えております。この様な状況の中「農業委員会等に関する法律」が改正され、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」が農業委員会の必須業務となり、「農地等の利用の最適化」を推進していくこととなります。

新たに選任された農業委員、農地利用最適化推進委員が力を合わせ、地域の課題に取り組みでまいる所存でございますので、農業者の皆様方のご支援・ご協力を心からお願ひ申し上げます。

農業委員・農地利用最適化推進委員の選任方法

「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員の選出方法が従来からの選挙による方法から、推薦・公募された候補者の中から議会の同意を得て、市長が任命する方法へ変更となりました。

また、農地利用最適化推進委員は推薦・公募された候補者の中から農業委員会が委嘱することとなっております。



## 旧長崎地域

### 農業委員



岩本 隆  
西山、木場地区 他

岡村 則満  
三ツ山、川平地区 他

柳川 八百秀  
竿浦、平山地区 他

## 東長崎地域

### 農業委員



石橋 一次  
柿泊、手熊地区 他

浦川 英敏  
西山、木場地区 他

中村 数昭  
出雲、戸町地区 他

山下 和孝  
滑石、北陽地区 他

後山 裕義  
現川、平間地区 他

鳥越 悦子  
戸石、牧島地区 他

松尾 隆治  
網場、田中地区 他

## 農地利用最適化推進委員



上川 満治  
茂木地区



小川 博  
千々、大崎、宮摺地区



城戸 利美  
網場、田中、界地区  
他



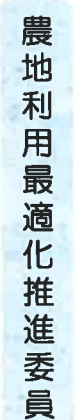
尾崎 正孝  
戸石、牧島、川内地区  
他



池田 憲二  
現川、平間地区  
他



赤瀬 孝則  
松原、古賀、船石地区  
他



松本 正登(会長職務代理者)  
松原、古賀、中里地区  
他



帯山 安敏  
神浦、出津、黒崎地区  
他



山崎 実男  
千々、大崎、宮摺地区



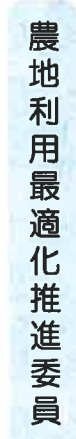
村田 美津枝  
北浦、田手原、早坂地区  
他



峰 忠幸  
太田尾、飯香浦地区



中山 辰也  
茂木地区



山口 眞佐栄  
北浦、田手原、早坂地区  
他



野口 栄孝  
太田尾、飯香浦地区



山口 邦俊  
高浜、野母、脇岬地区  
他



田平 孝廣  
為石、宮崎、川原地区  
他



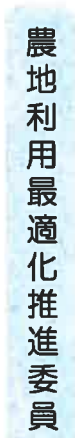
川田 正勝  
新牧野、神浦地区  
他



岩尾 直己  
式見、四杖、牧野地区  
他



井川 義英  
三重、松崎、鳴見地区  
他



小里 浩  
三重、式見、鳴見地区  
他

農地利用最適化推進委員

柴原 恵

黒浜、高浜、野母地区 他

松本 貞幸

蚊焼、香焼、高島地区 他

三浦 孝路

為石、藤田尾、宮崎地区 他

森部 ルミ子

川原、脇岬地区

琴海地域

農業委員

平尾 政博(会長)

長浦、琴海尾戸地区 他

森山 安男

琴海戸根、西海地区 他

山脇 貞雄

琴海形上、琴海大平地区

農地利用最適化推進委員

今村 秀喜

琴海尾戸、琴海大平地区

久保 正

琴海形上、長浦地区

田中 幹生

琴海形上、琴海戸根原地区

濱口 雅洋

琴海戸根、琴海村松地区

松野 安彦

琴海戸根、西海地区

中立委員

農業委員

永岡 亜也子

《お世話になりました》

農業委員の任期満了に伴い、7月19日  
付けで次の方々が退任されました。

- 上島 毅紀(東長崎地域)
- 尾上 勝郎(旧長崎地域)
- 林 久夫(琴海地域)
- 本多 孝(東長崎地域)
- 峰 博行(茂木地域)
- 山口 博(茂木地域)
- 竹下 英明(選任委員・農業団体)
- 泉田 俊男(選任委員・農業団体)
- 浅田 五郎(選任委員・長崎市議会)
- 五輪 清隆(選任委員・長崎市議会)
- 堤 勝彦(選任委員・長崎市議会)
- 永尾 春文(選任委員・長崎市議会)

農地利用最適化推進委員とは

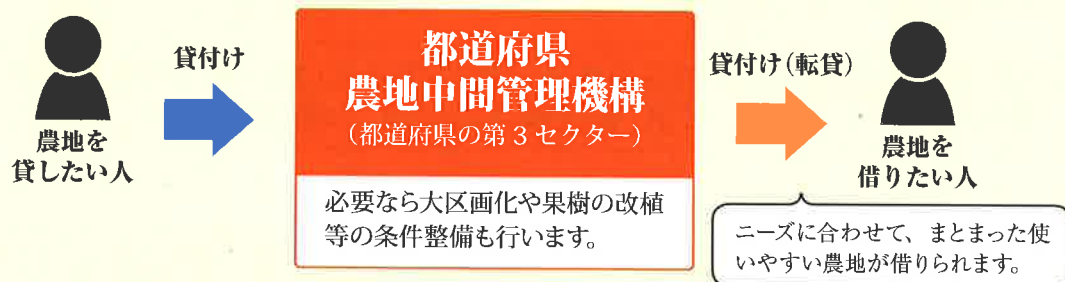
「農業委員会等に関する法律」の改正  
に伴って新設された委員です。

その職務は、農業委員会総会における  
議決権はありませんが、自分の担当地区  
における農地の利用状況調査、担い手へ  
の農地利用の集積や集約化など、地域に  
密着した活動を行うこととなります。農  
地や農業に関することは、それぞれの地  
域の農業委員、農地利用最適化推進委員  
に遠慮なくお尋ねください。

# 農地中間管理機構を活用しましょう！

## 農地中間管理機構について

■機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。



■機構は公的機関だから安心して貸せます。

- ・賃料は確実に支払われます（現物（お米）による賃料の支払いを選択できることもあります）。
- ・農地が荒れる心配もありません。
- ・貸したい人と借りたい人が個別に交渉する必要はありません。

## 固定資産税の課税強化・軽減について\*

■今年中に農地中間管理機構に所有する全農地を貸せば、来年から固定資産税が半額になります。

所有する全農地（10アール未満の自作地は残せません）を、平成28年度以降新たに、まとめて機構に10年以上の期間で貸し付けたときは、次の期間にわたり、当該農地の固定資産税が2分の1に軽減されます。

- ① 10年以上 15年未満の期間で貸し付けたときは3年間
- ② 15年以上の期間で貸し付けたときは5年間

■荒れた農地や十分管理されていない農地\*を放置すると、将来、固定資産税が1.8倍に増額されることがあります。今から農地中間管理機構への貸付けなどの方策をご検討されてはいかがでしょうか。

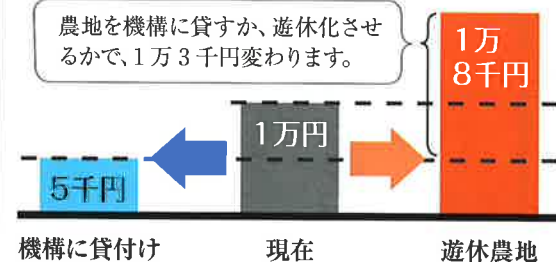
- ・1月1日現在で勧告を受けている農地については、その納付する年度の固定資産税が1.8倍になります。
- ・農地中間管理機構への貸付けの意向が示されれば、勧告はされず、固定資産税は上がりません。

### 《《 例えば…… 》》

- ① 今年の秋（11月頃）  
農業委員会から遊休農地の所有者等に利用意向調査表が届きます。
- ② 来年の夏（8月頃）  
意向どおりに実施しているか農業委員会が確認します。
- ③ 来年の秋（11月頃）  
意向どおりに実施されていない場合は、農業委員会からの農地中間管理機構による遊休農地の借入れの協議の勧告が行われます。

### 《《 固定資産税の例 》》

（1haの農地を所有している場合の全国平均額であり、実際の額は個々の農地によって異なります。）



\*課税の強化は、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き供されないと見込まれる農地」と「農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度と比し著しく劣っていると認められる農地」であって、農業委員会から勧告を受けた農地が対象です。また、農地中間管理機構に貸付けができる農地は農業振興地域内の農地に限られ、固定資産税の課税強化・軽減もその地域内の農地のみが対象となります。

詳しくは、農林水産省のホームページをご確認ください。

農地中間管理機構：[http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/kikou\\_ichran.html](http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/kikou_ichran.html)

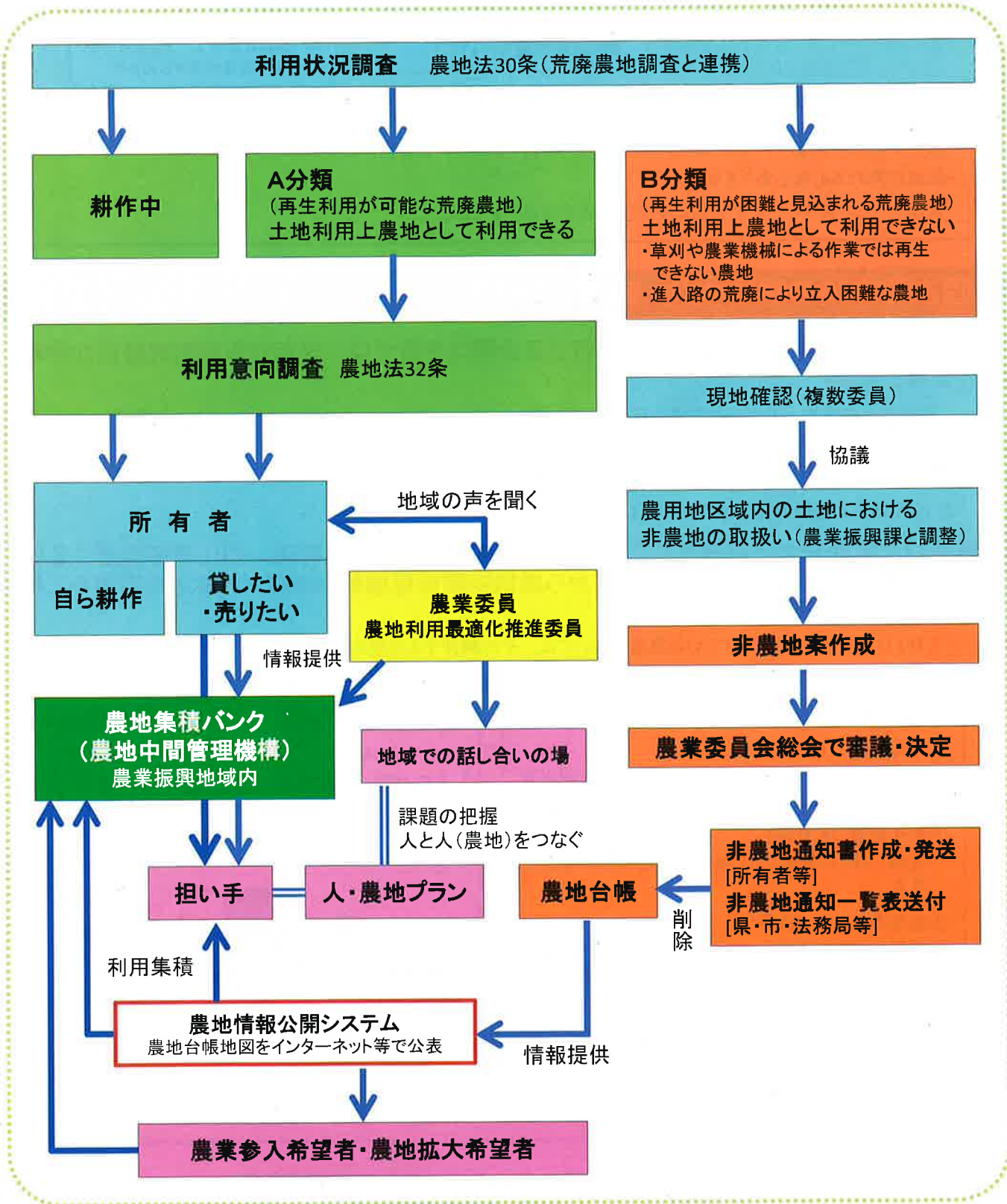
固定資産税の課税強化・軽減：[http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi\\_seido/zeisei.html](http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/zeisei.html)

# 遊休農地対策について

**目的**

農業者の高齢化、担い手の減少、遊休農地の増大など現在の農業をとりまく情勢への対策として、農地の利用状況調査により、農地の仕分けを行い、土地利用上農地として利用できる遊休農地については、「人・農地プラン」に基づき、地域の担い手への農地集積を進め、優良農地として活用維持保全を図ります。また、山林の様相を呈した再生困難な農地については、農業委員会の議決による非農地判断を行います。

平成28年度農業委員会法の改正で農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進が法定化されました。



# 農 業 者 年 金

## 経営移譲年金の支給停止についてご注意を！

こんなときに経営移譲年金が支給停止になります。

① 受給者が農業経営を再開したとみなされるとき

- 受給者が新たに農地等を取得した。
- 以下の諸名義が受給者になっている。
  - ・農業共済関係の名義
  - ・経営所得安定対策の申請名義
  - ・農業所得に係る納税申告名義

すでに変更しているはずですが、  
再び名義を取得しないように！

② 農地所有適格法人(農業生産法人)の構成員になったとき

③ 後継者等に貸し付けて経営移譲した農地等の返還を受けたとき

- 支給停止になる農地等の返還とは？
  - ・後継者が転出したとき ・後継者が亡くなったとき ・相続により農地を取得したとき
  - ・農地を売ったとき ・農地を宅地や山林等に転用したとき

④ 6月末までに現況届を提出しなかったとき

※支給停止にならない場合もありますので、事前に農業委員会や農協にご相談ください。

※諸名義以外にも、農業経営者が持つべき次の名義を、受給者が保有しないようにしましょう。

- ・土地改良区の組合員名義 ・農業協同組合の組合員名義
- ・人・農地プランの中心経営体 ・認定農業者

## 農業者年金に加入しましょう！

老後の備えとして、家族一人ひとりが準備することが大切です。  
経営者だけではなく夫婦や親子で加入することをおすすめします。

● 次の3つの要件を全てクリアしていれば、加入する資格があります。

- 年間60日以上農業に従事している。
- 国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者は除きます。)
- 年齢20歳以上60歳未満である。

● 農業者年金のメリットは

- 少子高齢化に強い年金です。(積み立て方式)
- 終身年金です。(仮に80歳前に亡くなっても80歳までの保証付)
- 税制上の優遇措置があります
- 保険料の額は自由に決められます。(月額2万円から6万7千円の間で千円単位)
- 保険料の国庫補助があります。



農業者年金のお問い合わせは、農業委員会(095-820-6561)または最寄りの農協まで。  
※農業者年金のことをもっと知りたいかたは、農業者年金基金のホームページをご覧ください。  
《農業者年金基金ホームページ：<http://www.nounen.go.jp/>》

# がんばる農家

## 愉快的仲間たち Vol.16

このコーナーでは、頑張っている農家の皆さんを紹介します。

今回は新規就農者の「貴翠(きすい)花き園芸」代表の奥野 貴翠(貴博)さん(琴海地区)を紹介します。



↑10月中旬にはハウスが4棟設置されます。

生まれも育ちも琴海という奥野さんは、長崎市長浦町(琴海地区)の1反ほどの元みかんハウスの跡地に、新たに4棟のハウスを設置し、両親と3人で「トルコキキョウ」の栽培を行います。奥野さんは大学では経済学部で農業経験がなく、両親も農業の経験は無いとのことで、全くの手探り状態で農業を志されました。2年間近くの花き農家で研修を受け、実際に自分で始めるにあたり、「農業は1人ではできない。色々な方々の様々な手助けでここまでたどり着くことができた。」と農業の難しさを感じたとのことでした。

全てが初めてのことなので、これからの作業や花の育成など不安なこともあるが、「トルコキキョウ」は色々な品種があり、プライダル用など用途も様々で、「楽しみで仕方ない」、「早くやってみたい」と、笑顔でこれからの抱負を語られました。



トルコキキョウは花の色や形など、種類も豊富！  
(写真はイメージです)

### 【表紙の写真】

表紙の写真は、琴海地区で試験的に布状剤の散布状況です。今回散布した剤の散布状況ですが、約5分で作業終了となりました。公には公表していませんが、散布の依頼をされることも多いそうです。本格的な稼働は来年度からということがありますので、お願いしてみたいかが予想されます。(ただし、予約の殺到が予想されます。)

編集委員

### 全国農業新聞を読みましょう！

◇農業・農政の動きを分かりやすく解説！

◇先進技術・新製品・新品種をいち早く紹介！

◇暮らしと経営に役立つ情報がいっぱい！

毎週金曜日発行 月額七百元

※お申込みは、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員が農業委員会事務局へ

### 編集後記

7月に新しい農業委員の選任、農地利用最適化推進委員の委嘱があり、農業委員会の体制も大きく変わりました。今後も新しい体制のもと、長崎市の農業・農地行政の推進に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

編集委員